再生可能エネルギーの更なる普及拡大について(案)

本格的な低炭素社会を実現するためには、省エネルギー対策だけでなく、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組の強化が不可欠である。

平成24年7月から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)に基づく固定価格買取制度が施行され、全国的な再生可能エネルギーの普及により、CO₂排出抑制、エネルギー自給率向上や化石燃料の節約のほか、地域経済活性化や雇用創出効果など国内経済への波及効果を生んでいる。

一方、制度開始以降、連系可能容量の制約などを理由として接続申込への回答を保留される事例や、連系工事費用の内訳が示されないまま多額の負担が求められる事例が見られている。さらに一般送配電事業者管内における電力系統への接続制約を発表するなど再生可能エネルギーの普及拡大に向けた様々な課題が明らかになっている。

こうした事態に対し、国は電力広域的運営推進機関を設立するなど解消に向け た取組がみられるものの、系統への接続制約などの問題により、高まりを見せて いた再生可能エネルギー普及拡大の機運が一気に勢いを失うことになりかねない。 エネルギーの大消費地である首都圏としては、全国的な再生可能エネルギーの 普及拡大に貢献していく所存であり、そのため政府に対し、次の事項について所 要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 再生可能エネルギーを最大限導入するため、系統設備の整備・増強を促進すること。
- 2 風力など大規模発電設備の設置ポテンシャルが高い東北地方等の電力の広域融通を可能とするため、東北東京間連系線など、地域間連系線の活用による系統の一体運用など、送電系統の運用方法の改善を着実に実現すること。

- 3 水力や蓄電池など調整電源の一層の活用、太陽光や風力など自然変動電源の変動特性の把握や気象情報を用いた発電出力予測の活用などの系統運用技術により、接続可能量の拡大を図ること。
- 4 風力や地熱発電所設置に係るコスト負担を軽減し、事業の予見可能性を高めるため、環境アセスメントに係る手続の迅速化を図ること。

平成28年 月 日

 経済産業大臣
 世 耕 弘 成 様

 環境大臣
 山 本 公 一 様

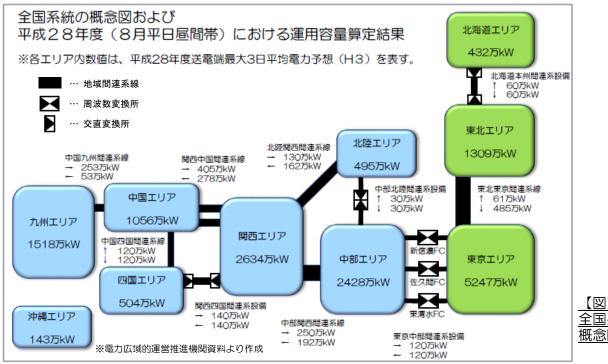
 内閣官房長官
 菅 義 偉 様

九都県市首脳会議

再生可能エネルギーの更なる普及拡大について

1 系統設備の整備・増強の促進

- 送電ロス回避等の観点から、供給区域(エリア)内の電力消費地近傍に発電設備が設置され、両者を結ぶ形で系統設備(送電線や変電所等)が整備
 - ⇒ 再エネ (風力など) の適地周辺は、電力需要が元々小さいため、接続できる送 電線がない、あるいは、あっても送電線の容量が不足
- 各エリアの系統設備は、地域間連系線で接続
 - ⇒ 再エネの潜在的な発電能力が大きい東北・北海道などのエリアから大消費エリアに電力を融通する際に、地域間連系線の容量が不十分(図1)



【図1】 全国系統の 概念図

2 送電系統の運用方法の改善

- 電力需給調整は、エリアごとの系統運用により実施
 - ⇒ 電力需要量が小さいエリアでは再エネの導入量も小さくなるため、再エネ導入量の拡大には、エリアを超えた広域的な系統運用が必要(図2)



【図2】 <u>広域的な</u> <u>系統運用の</u> イメージ